

加藤陽子著

『徴兵制と近代日本』

遠藤芳信

一 本書の性格

本書は、下記の目次概要にも示されているように、日本の徴兵制の変遷（一八六八年―一九四五年）を通史的に解説したものである。これまでも、徴兵制の変遷に関する通史的な解説もないわけではなかったが、近代日本軍制史研究者の間では、徴兵制のおよその変遷（一八七三年徴兵令制定、一八七九年・一八八三年の改正、一八八九年の抜本的改正、一九一八年改正、一九二七年兵役法制定、一九三九年改正、などの目的・概要）はいわば自明のごとく把握されていた。

これに対して、本書は、徴兵制変遷を通史的に解説するにあたって、従来、上記のように自明のごとく把握されていたもの（あるいは、徴兵制の主管業務担当の陸軍省などの行政的意図など）を、巻末掲載の参考資料・文献などによって、再確認したり、資料的に補足・補強したものである。その意味では、本書は、後述のように先行研究などが解明した徴兵制の基本に関する論理を讀みこなしていない面や初歩的誤解もあるが、徴兵制や軍制史の初歩的な研究にとっては利益がある。

評者自身は、従来から、徴兵制の通史的解説書の必要性の意義を感じていた。ただし、徴兵制・兵役制度は、戦前までは成年男子の誰もが関与し、自己の一定の関与経験などにもとづき、誰もが（軍隊内外にわたる支配・被支配関係の根幹にふれない範囲で、あるいはその根幹的部分を自覚させられることなく）発言できる世俗的な大衆の体験を基盤にして運営されていた。それ故、戦前の徴兵制については戦後も多くの世俗的な議論もあらわれた。この種の世俗的な議論も重要であるが、そこから本質的な議論を組み立てることが必要である。そのためには、徴兵制を含む軍制全体のモノグラフィックな分析を積み上げることによって、上記陸軍省の支配・被支配関係の根幹的部分を大衆的に自覚化させない政策意図のなぞり合ひ的解説や世俗的な解説を脱することが必要である。そして、以上の分析の積み上げによって、徴兵制の通史的解説書は上記の「自明の把握」の水準を越えることができると考えていた。すなわち、徴兵制の通史的解説書は、徴兵制・兵役制度自体に貫かれた本質的な論理と周辺的・世俗的議論とを腑分けし、徴兵制・兵役制度と近代天皇制国家の権力的な支配・被支配構造（の秘密とその重さ）との整合関係を安定的に記述することが求められていると考えていた。

しかるに、今日、著者によって意欲的に徴兵制変遷の通史的解説書が刊行されたことに対して、敬意を表わしたい。特に、軍制・軍隊関係の研究は、その独特の用語・概念の理解・把握の習熟に多くのエネルギーが求められるが、三十代なかばの著者が大胆に挑戦されたことに対して、その労苦の同情の念を禁じえない。

二 本書の目次概要

本書の目次概要は下記の通りである。
はじめに

- I 武士のなかが問題だったのか
 - II 徴兵制確立前の兵制
 - III 徴兵制導入にあたっての論理と兵士の数
 - IV フランス・ドイツの影響
 - V 大日本帝国憲法成立まで
 - VI 憲法と徴兵令
 - VII 帝国議会での攻防
 - VIII 第一次大戦の影響
 - IX 日中戦争期の兵役法
 - X 太平洋戦争期の兵役法
- おわりに

三 著者はなぜ徴兵制をとりあげたか

本書冒頭の「はじめに」によれば、「徴兵制はとりあげられることの多い課題」であると記述されている。この記述では、上記のように世俗的あるいは学問的にとりあげられることが多いのかは明確でない。評者は、前者はともかくとして、四十数年前に飯塚浩二が、軍隊研究は「社会科学的研究の空白地帯」と述べていた状況は今日も大差なく、徴兵制を含む軍隊全体に関する学問的研究は多くないと考えている。

さて、著者が徴兵制をとりあげる理由の第一は、その「不条

理」問題である。すなわち、著者は「ふだん市民生活をおくっていたものが、徴集や召集によって突然兵士にされ、戦場にいって人を殺し自分も殺され」というような「当事者にとって実には不条理なこと」が過去の戦争で起こったと記述する。しかし、徴集・召集などは「突然」ということはなく、一定の社会的支配関係や制度を基盤にして実施されていた。たとえば、一八九〇年「教育勅語」は周知のように「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と述べ、戦争に対する準備を求めている。つまり、「不条理」を「不条理」と思わせないような社会的支配関係・制度をつくりあげつつ、徴兵制は成立・確立・施行されたのである。「家」制度・戸籍制度と徴兵制との関係をめぐる法学関係者の研究も、上記の徴兵制を支える社会的支配制度を解明したのである。なお、著者は、そうした「不条理」に対して、国民は「個人的家庭的な幸福追求の権利をもっている」と記述するが、すくなくとも戦前の明治憲法に対する誤解がある。明治憲法は幸福追求権を規定せず、仮に想定されたとしても恩賜・恩恵のものであり、戦後の日本国憲法における幸福追求権と混同してはならない。

第二の理由として、著者は徴兵制と志願制との関係を見ることによつて、日本の兵制の特異性を考察したいと記述する。ただし、著者は、徴兵制は「軍紀を厳格に保ちやすく」と記述するが、根拠はなく、世俗的な議論である。第三の理由として、著者は太平洋戦争期の兵員徴集率七九%を示し、多数の国民男子をカヴァー・管理する法（兵役法）の研究の意義を述べる。それはその通りである。ただし、著者が、多数の国民を収容する軍隊・兵営生活が一般国民の社会生活から懸隔し、「極端に束縛不自由にな

つた」と述べた佐藤鋼次郎著『軍隊と社会問題』を紹介し、国民生活の質や社会性のレヴェルによって軍隊の特徴も規定されると記述していることは、一面では正しく、一面では不十分である。なぜなら、日本では「束縛不自由」な兵營生活・軍隊教育の力によって、社会を「近代化」し、国民生活・国民教育をリードし、逆規定しようとしたのである。これは通常「兵營は国民の学校」と称され、兵營生活・軍隊教育の再生産が図られたのである。著者紹介の宇垣一成の陸軍大臣時代の『宇垣一成日記』も軍隊教育の再生産に触れたものである。

著者は本書を執筆するにあたり、①徴兵制の最初の第一歩に關する歴史的评价が確定していないのではないかと疑問があること、②国民と軍部を結ぶ窓口としての徴兵制から軍部の政治的発言力の増大を論じたものは(過去に)「案外ないという気がする」と、述べ、この克服を課題として提示している。これらの課題は重要であるが、①は、徴兵制のいわゆる「試行錯誤期」に相当し、そこから徴兵制の本質(日本徴兵制の世界史的特質)などを抽出することは、無理な議論になる。また、著者はノーマンの研究が、戦後日本の明治維新論と徴兵制論との関係研究に影響を与えたと述べる。しかし、そもそも、(他分野の歴史研究以上に禁圧・制約されていた)徴兵制や軍制の研究が「解禁」された時期における影響や関係研究であるが故に、未熟さや弱点が仮にあれば、それは当然だろう。重要なのは徴兵制研究の到達点や基準を五十年前に逆もどりさせるのでなく、著者が十ページで紹介した先行研究の諸著作における論理は、以上の「試行錯誤期」や太平洋戦争期の徴兵制の本質・論理の解明に有効か否かを考察すべ

きだろう。

②も同様に、著者紹介の評者拙著「近代日本軍隊教育史研究」(青木書店)第3部第1章において、日本徴兵制の世界史的特質(本籍地徴集主義、兵役を金銭納税義務と等価値視しなかったこと、「家」賦役)を基盤にして徴兵援護組織が作られ、やがて在郷軍人会が軍部の政治的手脚として成立し、軍部の政治的発言力が増大したことを論じている。著者は一九三三年のゴー・ストッブ事件(警察と軍隊の対立)を紹介し、世論が軍隊を応援したことを特記している。世論の軍隊応援があつたとしてもなにも不思議ではない。評者は、戦前日本における住民大衆の警察援護組織の結成を現在までに見たことはないが、上記のように徴兵援護組織は結成されていた。つまり、軍隊は大衆的基盤をもっており、住民大衆の軍隊応援は意外なことではない。

なお、徴兵援護組織の結成は、徴兵制が半封建的な「村」賦役であつたことを反映している。その意味ではいわゆる「講座派」が日本資本主義分析で重点的に解明した半封建的本質や支配構造が徴兵制に貫徹していることを証明している。著者は「講座派的な明治維新理解」を「行論上正してゆきたい」と記述するが、山田盛太郎著「日本資本主義分析」に一部依拠した上記評者拙著における「上等兵養成主導の軍隊教育の計画化」の論理や徴兵援護組織結成に対する批判・言及を避けているのは惜しまれる。

四 本書が解明しようとしたもの

著者が本書で比較的力点を置いたのが、目次でいえば、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳなどだろう。そのなかで、著者は「兵士の数にこだわ

つて」考察をすすめる。たとえば、①ドイツの国家予算との対比で、「日本の兵員は少なかつた」こと、②御親兵（近衛兵の前身）と各藩の常備兵からなる鎮台兵を一挙に吸収しなければならず、ここに徴兵の兵員がきわめて少ない人員でスタートしなければならなくなつた潜在的要因の一つがあつたこと、③兵員を多くとるため徴兵制を採用しながらも、一年あたりの徴員数が少ないのはなぜか、と述べる。そして、初期徴兵令の免役条項や現役服役期間などを検討し、三年間の現役在営期間における軍隊教育の重視が毎年の（少数の）現役徴集兵員数を決定していることを強調し、「実際に一年間に入営させるものの数、すなわち分子を大きくしようとしていない点については、あまり注意が払われてこなかつたのではないだろうか」と記述する。しかし、著者の指摘は議論を逆戻りさせている。

軍制史研究では初歩的な指摘になるが、第一に、毎年の徴集兵員数を決定するのは、常備軍編制にもとづく法律上の収容兵力定員である。そして、この収容兵力定員のなかで毎年除隊し欠けていく人員（欠員）を補充し供給するのが、兵役制度である。たとえば、西南戦争前の一八七六年に陸軍兵力の大多数を占めた歩兵の連隊数は一六個であり、一個連隊の兵卒の法律上の定員は約一九〇〇名であつた。一六個の歩兵連隊合計では約三万名になる。ここで、この定員が多いか少ないかは、まず、受入れ連隊数の多寡・増減にかかわる議論（軍備の拡張と縮小の可否など）を処理しなければならぬ。つぎに、初期徴兵令による現役徴集兵員数の多寡を争点にする議論・評価も収容兵力定員を基準にしななければならぬ。なお、毎年、現役徴集兵員数は各徴兵区にわりあて

られた。

その後、一八八二年からの軍備拡張政策によつて歩兵連隊は、二八個の整備拡張を目標にしたことにより収容兵力定員も増加したが、毎年現役徴集兵員数も増加した。また、軍備拡張期であるから、軍備に対する国民の「熱意」「元氣」「志氣」の高揚が求められ、免役や徴兵忌避の是正・防止が政府の重要課題になるのは当然であつた。著者は「兵員数を増やすはずの国民皆兵」と記述し、初期徴兵令下において徴集兵員数が「少ない」ことを「奇異」なものとして議論をすすめているようである。しかし、国民皆兵をめざす徴兵制とは、不特定多数の国民大衆を供給源にして、兵員を一般的には可能な限り強制的に採用できるといふ兵員採用の権能やキャパシティにかかわる概念である。それゆえ、国民皆兵としての徴兵制とは（国民・住民総武装体制構築を例外とすれば）、徴兵対象者・合格者すべてを現役兵として入営させて兵員を増やし、そのようにして集められた兵員によつてまるごと自動的に軍隊を編成することではない。本書には徴兵制や兵役制度の定義はないが、兵役制度の目的は上記のように、軍に必要な兵員の供給にあり、徴兵制による兵員徴集も広義には定員に対する安価な欠員補充とみなすことができる。

第二に、平時において、常時、たとへば、以上の三万名を確保する場合、その確保の数字的操作が軍隊教育制度（教育期）との関係で決定される。近代軍隊は小銃の発達を前提にした大衆的軍隊の編成を目的にし、特殊な武技の習得・習熟と身分制に依拠する封建的武士団・騎士団を駆逐・解体することによつて成立した。この近代軍隊の成立は兵員の特殊な教育を必要とせず、小銃の操

作・使用および部隊としての行動・運動の訓練を経て、戦場における完成された兵員としての活動ができるまでの教育期間は、およそ、二―三カ月間や四―六カ月間であった。つまり、初期徴兵令の頃では「生兵」「新兵」としての教育期間に相当し、その教育期間でほぼ「一人前」の兵員として完成される。それ故、上記の総員約三万名を供給するのに、たとえば、①六カ月ごとに総入れ替えする場合には一年間を通して約六万名の徴集兵員が必要であり、②一年ごとに総入れ替えする場合には一年を通して約三万名の徴集兵員が必要であり、③現役三年在営にして、一年ごとに総兵員の三分の一を入れ替えをすれば、一年間を通して約一万名の徴集兵員で充足される、等の数字的操作が行なわれる。そして、初期徴兵令は著者も指摘するように、③のような数字的操作による「新陳相交換」を選択した。

したがって、毎年の徴集兵員数の多寡は、収容兵力定員決定と軍隊教育の制度・理念の結果や反映の問題である。著者がその多寡を重視し積極的に考察の対象にするならば、収容兵力定員決定をめぐる防衛政策・国家財政などの検討および、そこでの軍隊教育の制度・理念・内容・方法自体の本質・論理を積極的に解明することが必要である。

その場合、著者は、徴兵制や軍隊教育の制度・理念にかかわって、「大きな母集団から少ない人員を選抜する『自由』や『少なくともよいから国家の目から見て優秀だと思える人物を選抜できる』『自由』を国家が確保し『満喫』するとか、「少数精兵を長期に在営させる」「少数精鋭」などをめざした、云々と頻繁に記述する。しかし、「少数精兵」などの言葉はいわゆる枕詞や外交辞

令として使用されることは許容されるとしても、「粗兵」「劣弱兵」なるものと区別する絶対的・客観的基準はない。「少数」だから「精鋭」「優秀」であることはない。著者は「精兵」「粗兵」の定義をしていないが、戦前の軍隊教育の当局者が「少数精兵」などと述べたことがあったにせよ、この種の言葉を無批判的に使用するのには、学問的研究における世俗性の同居を免れない。著者には、徴兵制によって「選抜」される「少数者」を「エリート」とみなす発想がみられる。要するに、今日の「受験体制」のように、受験者が多数者で、合格者が少数者になればなるほど、つまり、「競争率」が高ければ高いほど、合格者（徴兵検査合格者で、軍隊入営者）は「優秀」であると考え発想に近い。

同様に、著者がⅥで、徴兵検査合格者で「籤で常備兵・補充兵にあたったものは、読み書き算術の試験をおこなって、合格ならば兵士になる。」と記述することも誤解である。徴兵検査合格者で常備兵・補充兵当籤者に対する算・筆試験とは、当該当籤者の教育程度の調査としておこなわれるもので、兵員の合格者・不合格者の決定の手続きとは無関係である。著者の誤解は、「試験」といえば、大学入学試験のように、合格者・不合格者の選別・決定の目的・機能の視点から把握する発想にもとづいているようである。

それはともかく、著者は、上記のような兵員補充・供給の「新陳相交換」による教育（著者によれば「少数精兵」をめざす）に重点をおいた日本の徴兵制は、「独仏とも異なった特徴を帯びている」と結論づける。しかし、著者のこの結論は誤解である。近代の徴兵制は本来的に少数者の長期在営による「新陳相交換」を

基本にするものである。その点では日本の徴兵制はドイツやフランスと共通している。著者紹介の評者の拙著第一部第1章と拙稿「十九世紀フランス徴兵制研究ノート」などでも指摘したように、フランスでも兵員としての武器操作などのいわゆる「形而下」の能力・技術は短期間でも形成されるが、「形而上」の資質（集中力・気力）「徳義」などを重視した少数の「精兵」を教育（集中期在営によって形成されるという議論が絶えなかった。帝国主義軍隊に共通する徴兵制の特徴だろう）。

五 本書のその他の問題点

(一) 著者は、一八七六年徴兵令中一部増加や、一八七九年徴兵令改正第二条「上下士官ト為シコトヲ志願スル者ハ検査格例ニ照シ士官学校又ハ教導団ニ入ラシム」（第三項）、「技芸ニ熟シ且才氣アル者ハ之ヲ拔擢シ下士ニ任ス」（第二項）の法制局審査・元老院審議過程などを検討し、政府・陸軍省における徴兵制を通しての将校・下士官の「精選抜擢」の発想の積極性を強調する。この著者の強調は、著者の上記の「少数の優秀者選抜論」に運動するものであるが、誤解がある。

第一に、当時の下士の専門的養成にかかわる陸軍教導団条例並概則にも規定されているように、教導団生徒は、軍隊の兵卒からの採用を第一とし、不足分を軍隊外からの一般採用によって補うことになっていた。もちろんその採用にあたっては一定の検査格（写字・読書・算術など）を課していた。また、一八七三年徴兵令は、一般徴集兵員による下士任用体制などを規定していた。一八七六年徴兵令中一部増加に際しての山県有朋陸軍卿の上申書は、

教導団への志願者が少ない現状をふまえ、徴兵令に対して、徴集兵員による教導団生徒の志願・選抜の明文増設を求めていた。つまり、徴兵令の中でも教導団生徒募集を宣伝したのである。著者は、徴兵令条文上の「抜擢」の文言に「光荣」「祝福」などを感じたようであるが、兵員からの下士採用・補充体制は「奇異」ではない。また、当時の陸軍教導団条例並概則には、卒業生徒で「學術秀逸ニシテ殊ニ行狀方正ノ者」を選抜して士官学校に転入させるという規定があり、同規定を徴兵令上においても明文化したものである。当時の士官学校の生徒志願者には学歴の資格・制限はなく、一般庶民や一般徴集兵員出身の教導団生徒が同校検査格に合格すれば、同校生徒に採用される可能性があった。当時この種の将校採用の可能性のシステムは「奇異」ではなく、宣伝のために徴兵令上に明文化しすぎない。

第二に、著者は、「将校や下士官を普通の徴集兵から精選抜擢して得ようとの内閣側の発想は、明治一〇年の西南戦争の苦境の中で山県がつかんだ経験則かもしれない」と記述するが、二重の誤解である。一般徴集兵員からの教導団生徒採用（あるいはその後の士官学校転入）は、上記のように西南戦争前すでに建軍期の下士養成・補充体制にあった。つまり、下士と兵員との差異は熟練の程度にすぎず、本質的な区別はなく、一般徴集兵員の現役服役の長期化が下士としての服役とみなされていた。なお、山県有朋は西南戦争期に、緊急避難的に徒士官の欠員を下士によって補充し、下士の欠員を兵員から補充する旨を告論した。しかし、この兵員から下士への任用は本人の志望によって同戦役期間中のみ下士として服役してよいという臨時的措置であった。そして、

同年十月に、①常備兵・後備兵・臨時召集の元壯兵で西南戦争中に下士に任用された者はすべて免官され、元壯兵を除き、各自元役に復された、②引き続き下士服役の志願者はそれぞれの定規にもとづく服役期間が決められた。つぎに曹長から少尉への昇進は、一八八〇年代後半から特例とされ、将校と下士との間に鮮明な一線が画された。つまり、兵員から下士への昇進問題と同レベルで議論できないものである。なお、日清戦争期に緊急避難的に特務曹長から少尉に任用される措置がとられた。これに対して、監軍山県有朋は、同少尉の多くは将校の職務遂行の知識に欠けるところがあるので、同少尉のために特別な教育を施すことの訓示を将校団長に与えた。つまり、下士出身将校と士官学校出身将校との鮮明な区別に神経を集中させようとしたのであり、それは下士の将校昇進に対する抑制策の反映である。

本書には軍隊における下士の地位に関する言及はなく、かつ、著者紹介の山県有朋らの「主一賦兵論」における日本の下士の終身雇用の困難性の指摘を無視している。日本徴兵制下の下士は、建軍期から、歴史的な地位低下傾向を免れることはできず、兵員と同一線上に位置づけられ、一八九〇年代末には終身雇用を否定される。山県有朋が指摘した下士志願者不足も下士の地位の歴史的低下傾向の反映である。それゆえ、下士への採用は志願・抜擢の手續きを問わず、「光榮」なものではなく、著者のように積極的な議論として位置づけることは世俗性を免れない。

(二) 著者は、戦前における必任義務徴兵制の基本的原型を法制的に整備した一八八九年徴兵令改正の陸軍省起案・法制局審査・元老院審議の過程などを検討し、特に同徴兵令第二十条「徴

集二応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍止マサル者ハ國民兵役ニ服セシム」に関しては、「その実態はどうであれ、(貧窮無力な人民によって——評者) まずは好感をもってむかえられたであろう」と好感的に評価する。また、著者は、軍は貧困無力な人民の「側」に立っていることを示す必要があったと記述する。しかし、著者のこの評価は初期徴兵令から一八九〇年までの徴兵制に対する理解の浅さや天皇制軍隊への賞賛を示している。

第一に、一八七三年徴兵令から一八八三年徴兵令改正までにおいて、徴集にかかわる免役・猶予の判定根拠は諸々の「名義」においていたが、そこには非法法的な「情実」による判定も随伴させていた。地方行政機関はこの「情実」による「判定権限」を「確保」し、生活困窮による入営困難の兵員を救う可能性もあった。しかるに、一八八九年徴兵令改正は、この「情実」による「判定権限」を上記第二十条のように法制化したのが、同改正の起案・審査過程などからもわかるように、地方行政機関の「情実」による「判定権限」を名実ともに抹消し、「其家族自活シ能ハサルノ確証アル者」の判定の資料提出にとどめさせた。すなわち、必任義務徴兵制の整備にともない、徴兵事務体制の中央集権化や地方兵事行政の官僚主義化を強行したのである。

第二に、同時期のフランスの兵役法にも日本の一八八九年徴兵令第二十条に相当するような、生活困窮による入営困難の兵員に対する徴集猶予・一年在営の措置があった。しかし、フランスの同措置適用率は、日本の適用率よりもはるかに高かった。日本では、軍によって同措置適用は抑制された。また、仮に同措置が著

者指摘のように「好感をもってむかえられた」ならば、一九〇四年下士兵卒家族救助令や一九一七年軍事救護法などの制定（これらの法令自体も、生活困窮者の徴集・出役者に対する見返りの保障としての国費負担を最小限におさえるものであったが）はありえないだろう。

(二) 著者は第一次世界大戦後の中等教育機関在学者の徴集猶予などを改正した一九一八年徴兵令中改正を検討し、「意外なことにはじめは教育調査会で徴兵令について改正への建議があった」と記述する。しかし、一九一三年設置の教育調査会が翌年七月に徴兵令中改正に関する建議をおこなったのは、「意外」なことではなく、日本教育史研究などでは周知の史実である。なお、著者は、Ⅷ(Ⅲ、Ⅵ)で帝国議会などにおける兵役税の議論をとりあげ、大島健一陸軍大臣の兵役税不同意答弁を「素っ気ない答弁」としている。陸軍省などに兵役税に関する議論を期待するのは無理だろう。著者紹介の陸軍省の「大正十五年十一月徴募課我国ニ於ケル兵役税建議ノ沿革」には掲載されていないが、兵役税の建議案、法案は帝国議会の第一回議会から提出されていた。陸軍省はいずれも不同意である。つまり、兵員に徴集されて天皇の「股肱」(一八八二年軍人勅諭)としての義務を尽くすことは身体まるごとの奉仕・献上であり、金田納税によって足れりとするブルジョア的精神とは相いれないとしたのである。陸軍省の兵役税不同意の論理は初期徴兵令の段階で決着済みである。^(注)

著者は「はじめに」の箇所で、「政府や議会各派が『あるべき徴兵制』をめぐって闘ったその足跡をあとづけ」る云々と記述する。しかし、徴兵制のありかたは、天皇の編制大権・統帥大権に連関し波及するものであり、天皇制国家の権力的な支配・被支配構造に整合するかたちで成立・運営された。著者は「闘った」とか「国民や世評が望んだ」「あるべき徴兵制」云々と記述するが、本書紹介の「あるべき徴兵制」なるものの議論等は権力的な支配・被支配構造の強化・弱化をすすめるか否かという根幹的部分を深めず、周辺の部分への言及にとどまっている。また、同言及も、「涙ぐましいほどの」、「ふてぶてしさ」、「溜飲の下がる思い」などの情緒的指摘が目立つ。徴兵制とは本質的に、「人情の機微」(著者記述)を超えた権力的な支配・被支配構造の世界に成立するものである。これを明確化せずに、徴兵制は「緊張を社会に強いる」と著者が指摘しても、徴兵制による「緊張」は軽いものとして受けとめられ、天皇制国家の徴兵制自体は積極的・肯定的なものとして受けとめられていくだろう。

(注) 拙稿「一八八〇～一八九〇年代における地方行政機関の兵事事務管掌」『歴史学研究』第四三七号、一九七六年十月、青木書店。

(B5判) 二七九頁 一九九六年十月 吉川弘文館 (二九八七円)

(北海道教育大学函館校教授)